

佐賀市社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀市社会福祉協議会役員の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 報酬月額 150,000円、期末手当(職員給与規程第17条による額)
- (2) 副会長 報酬年額 50,000円
- (3) 常務理事 報酬月額 400,000円、期末手当(職員給与規程第17条による額)
- (4) 監事 報酬日額 9,000円(経理規程に定める内部監査時)

(支給方法)

第3条 副会長の受ける報酬は、その年分を年度末月に支給する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、支給月を変更することができる。

2 監事の受ける報酬は、適宜支給する。

3 会長、副会長及び常務理事が年又は月の途中でその職に就き又はその職を離れたときの報酬はその年分については月割計算とし、月の中途である場合は、その月分については日割り計算とする。

4 前3項に定めるもののほか、役員の受ける報酬の支給方法については、佐賀市社会福祉協議会職員の例による。

附 則

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年6月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年度に支給する役員報酬に関する特例措置)

第2条 令和6年度に支給する役員の報酬に関する規程第2条第1項第3号の報酬月額については、330,000円とする。

(令和7年度に支給する役員報酬に関する特例措置)

第3条 令和7年度に支給する役員の報酬に関する規程第2条第1項第3号の報酬月額については、360,000円とする。

(報酬の内払)

第4条 第1条の規定により改正後の役員の報酬に関する規程の規定を適用する場合においては、改正

前の役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員の報酬に関する規程の規定による報酬の内払とみなす。